

企画専門調査会に当面調査審議を求める事項（案）

食品安全委員会専門調査会運営規程（平成15年7月9日食品安全委員会決定）第3条第1項において、「企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する」とされている。

また、平成16年度食品安全委員会運営計画（平成16年4月1日食品安全委員会決定）第2の1において、企画専門調査会が、「平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について」（平成15年10月29日企画専門調査会意見）のフォローアップ、平成15年度食品安全委員会運営状況報告書の審議（6月ごろ）、委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討に資するための危害情報等に関する報告の聴取・検討（少なくとも6ヶ月ごと）等を行うことが掲げられている。

これらの規定等に基づき、企画専門調査会に対し、当面、以下の事項について調査審議を求める。

- 1 平成15年度食品安全委員会運営状況報告書についての案の取りまとめ
（「平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について」（平成15年10月29日企画専門調査会意見）のフォローアップを含む。）
- 2 委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討に資するための危害情報等に関する報告の聴取・検討

(参考)

食品安全委員会専門調査会運営規程(抜粋)

(平成15年7月9日内閣府食品安全委員会決定)

(専門調査会の所掌)

第3条 企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する。

2～4 (略)

平成16年度食品安全委員会運営計画(抜粋)

(平成16年4月1日内閣府食品安全委員会決定)

第2 委員会の運営全般

1 会議の開催

企画専門調査会の開催

- ・ 「平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について」(平成15年10月29日企画専門調査会意見)のフォローアップ、平成15年度食品安全委員会運営状況報告書の審議(6月ごろ)
- ・ 基本的事項のフォローアップ(12月ごろ)
- ・ 平成17年度食品安全委員会運営計画の審議(平成17年2月ごろ)
- ・ 委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討に資するための危害情報等に関する報告の聴取・検討(少なくとも6ヶ月ごと)